

還付金の受領に関する委任状について

提出期限は

抹消等の還付の理由が発生した日の属する月の末日までです。
月末に還付理由が発生した場合は、翌月7日消印まで受け付けます。

添付書類 1	自動車税の領収証書 原本 (コピー不可)	
(1) 領収証書原本がない場合	委任者の「印鑑登録証明書」原本 及び 委任状の委任者欄に実印の押印	
(2) 郵便局で納税された場合	窓口	「納付書」原本 (領収証書には領収印が押印されません)
	ATM	「利用明細票」原本 (車の登録番号が記載されているもの)
(3) 口座振替で納税された場合	「自動車税納税証明書送付書 (口座振替者用)」原本	
(4) ペイジーで納税された場合 (インターネットやペイジー対応の ATM で納税された場合)	「自動車税納税証明書送付書」原本	
(5) クレジットカードで納税された場合 (Web サイト「Yahoo! 公金支払い」から クレジットカードを使用して納税された場合)	※完納となった場合でも、ご使用頂く納付書により、 納税証明書送付書が発行されない場合がございます。 例：督促状・催告状等 この場合は、(1)領収証書原本がない場合 の扱いと なります。	
(6) PayPay、LINEPay で納税された場合 (アプリからバーコードを読み取って納税された場合)		
(7) 新規登録 (又は中古新規登録) の場合	「税申告書」納税者様控えの原本 (証紙で納税しているため)	
(8) 還付理由が重複納付による場合	重複納付された領収証書原本を全て添付	
(9) 集合納付を利用されている場合	「集合納付用の領収証書コピー」に納税義務者の 実印を押印したもの	
添付書類 2	抹消を証明する書類 (コピー可)	
下記の書類のうち、いずれか1通ご用意ください。 (1) 登録識別情報等通知書 (2) 輸出抹消仮登録証明書 (3) 登録事項等証明書 等		
添付書類 3	住民票のコピーや戸籍謄本のコピーなど、異動したことのわかる書類	
委任者 (4月1日現在の納税義務者) の住所・氏名に変更があった場合 ※住民票は、マイナンバー記載のないものを添付してください。		

記入方法は、別紙「記入例」をご参照ください。

<留意事項>

- 委任者(納税義務者)欄の記入における留意点
委任者の住所・氏名は、委任者が自署してください。
委任者が法人の場合、法人名及び代表者名をご記入いただき、登録されている代表者印を押印してください。
- 受任者欄の記入における留意点
群馬県以外にお住まいの方の還付金受領方法は、口座振替のみとなります。
振替先に屋号の入った口座を指定する場合には、受任者氏名欄も屋号を含めて記載してください。
- 記載内容の訂正方法
記載内容に訂正がある場合は、訂正印が必要です。
「委任者」欄の訂正は、委任状に押印された委任者の印でのみ訂正することができます。
「受任者」欄の訂正は、受任者の印で訂正することができます。
- 窓口へ委任状を提出する際の留意点
免許証等、提出者の本人確認ができる書類の提示をお願いしております。
- 委任者(納税義務者)が亡くなっている場合 など
記入方法、添付書類に追加がございます。下記までお問い合わせください。

詳しくは

群馬県自動車税事務所 収納・総務係 027-263-4343 まで
還付委任状送付先は・・・〒371-8507 前橋市上泉町 397-5